

高根沢町元気あっぷポイント事業

～ご利用の手引き～



はじめに

高根沢町では、高齢者の皆さんが充実した高齢期を送ることができるよう、また、まちづくりの担い手として活躍できるように、高齢者の社会参加や健康づくり、生きがいづくりを応援する「高根沢町元気あっぷポイント事業」を行っています。

この事業は、「介護保険事業」として実施するもので、町が指定した介護保険事業所や福祉施設などでの受入拠点等で「地域ボランティア活動」を行った高齢者もしくは「地域社会参加活動」又は「健康づくり事業」に参加する高齢者に、その実績に応じて交換可能なポイントを付与します。

貯めたポイントは、たんたん号回数券やスーパーの商品券、図書カード、QUOカードなどへの交換や、ボランティア団体などへの寄附に充てることができます。

住み慣れた高根沢町でいつまでも元気で、自分らしく暮らせるよう、健康増進や介護予防、社会参加や地域貢献を通じた生きがいづくりを始めませんか。



目次

【事業利用者（参加者）】

1. 対象者、対象となる活動
2. 利用（参加）方法
3. ポイント付与・交換
4. 利用（参加）の流れ

【受入拠点】

5. 受入拠点施設
6. 登録方法等
7. 事業の流れ

【Q&A】



1. 対象者、対象となる活動

高根沢町元気あっぷポイント事業は、介護保険事業所や福祉施設、通いの場（居場所・サロン）などの受入拠点等で地域ボランティア活動もしくは地域社会活動に参加又は町が実施する健康づくり事業への参加や町の健診を受診するとポイントが貯まる仕組みです。

《対象者》

高根沢町に居住する65歳以上の第1号被保険者
（ただし、住所地特例者を除く。）

《対象となる活動》

◎地域ボランティア活動

ボランティア活動を通じて社会参加・地域貢献をすることで、地域との繋がりを深め、自身の介護予防、健康維持促進を目的とした活動になります。

1. 趣味や特技を生かした活動（芸能披露）
2. 話し相手（傾聴）やレクリエーションの手伝い
3. 散歩・外出、施設内移動の補助
4. 施設行事の補助（会場設営や模擬店等のお手伝い）
5. お茶出し、食事の配膳の補助
6. 専門職が行う入浴や食事の介助における軽易で補助的な作業など



◎地域社会活動（サロン・通いの場等）

地域サロン及び高根沢町介護通いの場（高齢者の集いの場に参加することでフレイル予防を推進する活動。）

◎健康づくり事業

町が実施するラジオ体操やウォーキング大会等及びいきいき教室（体力維持や健康増進、フレイル予防を推進する活動）

※健康づくり事業参加者への元気あっぷポイントは、生涯学習課でもらえます。

また、高根沢町元気あっぷポイント事業に登録した方が、健康診査等を受診した場合には、1年間に5ポイント付与されます。

健康診査等

- ・高根沢町が実施する健康診査

※元気あっぷポイントは、保健センターでもらえます。

2. 利用（参加）方法

①登録申請

「高根沢町元気あっぷポイント事業登録申請書」を提出してください。

申請場所；町社会福祉協議会（福祉センター）

※地域ボランティア活動に参加の方は、町社会福祉協議会又は通いの場事業所開催のボランティア講座を登録初回年に受講することが必須となります。

登録申請後にポイント手帳を発行します。

②登録変更・取消

町内の転居については、手続きの必要はありません。

以下の場合、登録の取消となります。

ア) 高根沢町外への転出

イ) 高根沢町介護保険第1号被保険者でなくなった（死亡を含む）

ウ) 感染症の疾病（かぜなどの一時的なものは含まない）

エ) 疾病又は負傷のため入院治療が必要になった

オ) 本人からの登録抹消の申出があったとき

カ) 故意又は重大な過失により町や受入拠点等に損害を与えたとき

キ) 不正な行為を行ったと認められるとき

※カ)、キ)の場合は、ポイント失効、交換品の返還請求をする場合がありますのでご注意ください。

3. ポイント付与・交換

①ポイント付与

受入拠点等でポイントシール又はスタンプが付与されます。

ア) 対象活動1回（おおむね1時間以上）につき、1ポイント

イ) 1日の上限は、2つの活動を行った場合にのみ2ポイント

ウ) 年間の上限は、80ポイント

エ) 付与は年単位（1月～12月まで）になります。年を超えての繰越はできません。

オ) 地域ボランティア活動に登録された方は、年1回5ポイント

カ) 町の健康診査等を受診した方は、年1回5ポイント

②ポイント交換

【申請期間及び申請方法】

ポイント付与期間：1月～12月まで

ポイント交換期間：翌年1月4日～2月末まで

ポイント交換受付：町社会福祉協議会（福祉センター）

電話 675-4777

午前8時30分～午後5時まで

（土日・祝祭日は除く）

申請方法：「高根沢町元気あっぷポイント交換申請書」にポイント手帳を添えて申請してください。

【交換品等】

- ・たんたん号回数券
- ・スーパーの商品券
- ・図書カード
- ・QUOカード
- ・ボランティア団体、地域サロンへの寄付等

【注意事項】

介護保険料に滞納がある場合には、ポイントの交換ができません。

申請時点において高根沢町第1号被保険者でない場合には、ポイントの交換ができません。

元気あっぷポイントは、翌年に繰越できません。

4. 利用（参加）の流れ

◎地域ボランティア活動の場合

町社会福祉協議会に相談

ボランティア活動の受入拠点や活動内容、講座の日程等をご確認ください。

社会福祉協議会又は通いの場事業所開催のボランティア講座を受講

・サポーター活動の意義
・高齢者の特徴と対応（高齢者や家族の心理）
・ボランティア活動を行うための注意点や事業の説明など

社会福祉協議会にて活動登録及び手帳発行

活動登録と講座の受講は、初回のみです。

受入拠点等で活動する

ボランティア活動の日程などの調整は、受入拠点と各自で行っていただきます。

元気あっぷポイントシール又はスタンプをもらう



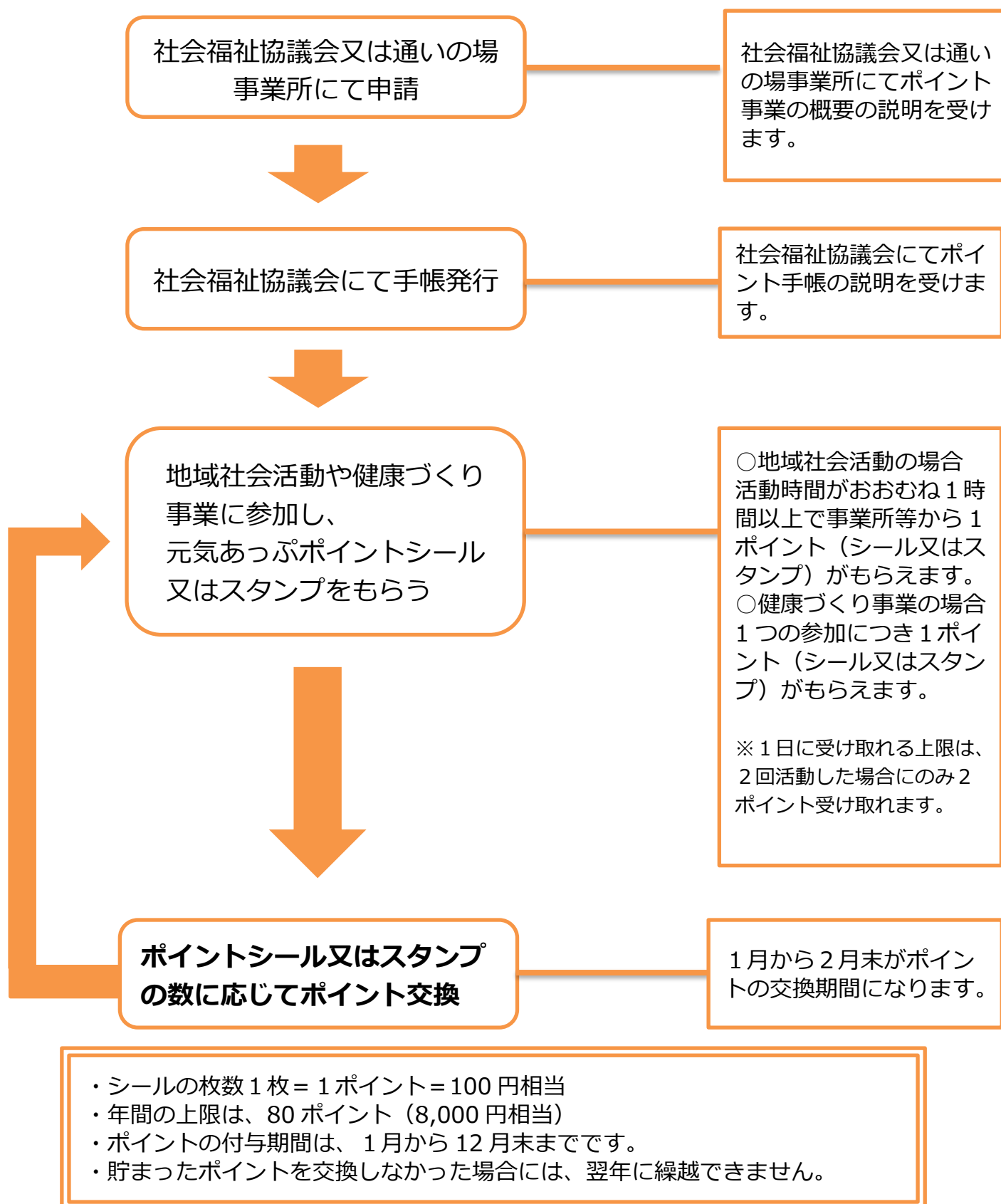
年1回5ポイントと、活動時間がおおむね1時間以上で事業所等から1ポイント（シール又はスタンプ）がもらえます。
※1日に受け取れる上限は、2回活動した場合にのみ2ポイント受け取れます。

ポイントシール又はスタンプの数に応じてポイント交換

1月から2月末がポイントの交換期間になります。

- ・シールの枚数1枚 = 1ポイント = 100円相当
- ・年間の上限は、80ポイント（8,000円相当）
- ・ポイントの付与期間は、1月から12月末までです。
- ・貯まったポイントを交換しなかった場合には、翌年に繰越できません。

◎地域社会活動（サロン・通いの場等）、健康づくりの場合



5. 受入拠点施設等

受入拠点等とは、地域ボランティア活動を行う方の受け入れを行う施設等です。

介護保険事業所や福祉施設、通いの場（居場所・サロン）などでのレクリエーションの補助や話し相手、食事の配膳、洗濯物の整理など、軽微かつ補助的なボランティア活動の受け入れを希望する施設などが対象になります。

○地域ボランティア活動の受入拠点等の要件

1. 拠点等が高根沢町内にある。
2. 定款、会則又は規約等の団体運営の基準が制定されている。
3. 元気あっぷポイントシール管理業務が行える。

元気あっぷポイントシール管理者の役割

- ・受け入れをした方の活動時間に応じて元気あっぷポイントシール又はスタンプをポイント手帳に貼付。
- ・受け入れた方の氏名や活動内容などを記録する活動記録簿や月毎の活動人数を記載した事業報告書の作成。

6. 登録方法等

【登録申請・変更】

①登録申請

申請場所：町健康福祉課

②提出書類

- ・高根沢町元気あっぷポイント事業受入拠点等指定（変更）申請書
- ・活動が確認できる書類
（事業計画、会報、チラシ、会則・規約など）

※ 登録は、初年のみとなります。

シール管理者や活動内容など指定決定時と内容が変更になった場合は変更申請をしてください。

【登録取消】

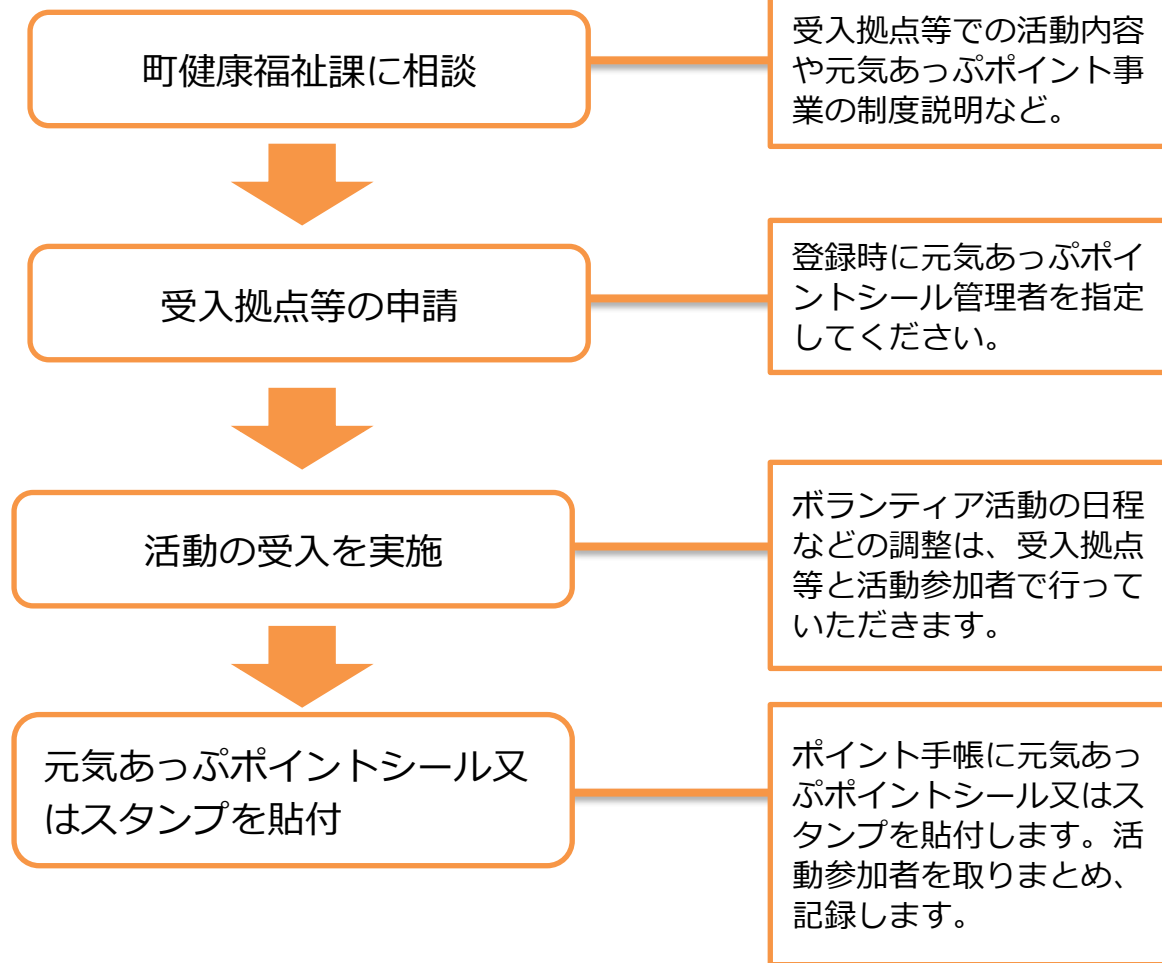
取消の要件

- ア) 虚偽又は不正な手段により受入拠点等の登録を受けたとき
- イ) 不正な行為を行ったと認められるとき
- ウ) ポイント管理者の役割を怠ったとき

上記の要件に該当した場合には、「高根沢町元気あっぷポイント事業受入拠点等指定取消決定通知書」を代表者に通知します。

※指定を取り消された受入拠点等は、元気あっぷポイントシール又はスタンプを町に返還してください。

7. 事業の流れ



11. Q & A

◆事業の概要

Q1-1 高根沢町元気あっぴポイント事業は、どのような事業ですか？

高齢者の皆さんの社会参加や健康づくり、生きがいづくりを応援する新しい仕組みです。

介護保険施設等や通いの場（サロン）などの受入拠点等で、活動を行った高齢者に、その実績に応じて交換可能なポイントを付与します。

貯めたポイントは、商品券などへの交換や、ボランティア団体への寄附をすることができます。

Q1-2 元気あっぴポイント事業の対象年齢は、なぜ65歳からになりますか？

この事業は、介護保険制度のうち地域支援事業の一般介護予防事業にあたりますので、65歳以上の高齢者が対象の事業になります。

Q1-3 元気あっぴポイントはいくつでももらえますか？上限はありますか？

対象活動1回（おおむね1時間以上）につき、1ポイントが付与されます。1日のポイントの上限は、2ポイントになりますが、1日に2回活動をした場合のみ、2ポイント付与されます。年間の上限は、80ポイントになります。

Q1-4 元気あっぴポイントの1ポイントあたりの換算額は、いくらですか？

元気あっぴポイントの換算額は、1ポイント100円相当に換算します。

Q1-5 受入拠点等登録申請書の寄附の受入れについて

元気あっぴポイントの交換先に、元気あっぴポイント事業受入拠点等への「寄附」が出来る仕組みとなっており、受入拠点等指定申請書の提出に併せて寄附の受入れの可否をお伺いしています。

◆地域ボランティア活動

Q2-1 地域ボランティア活動とは、どのような活動ですか？

「地域ボランティア活動」とは、ボランティア活動を通じた社会参加・地域貢献をすることで、地域とのつながりを深め、自身の介護予防、健康の維持促進を目的とした活動になります。

Q2-2 地域ボランティア活動の対象活動は、どのようなものがありますか？

地域ボランティアの対象活動は、介護保険施設や通いの場（サロン）等の元気あっぷポイント事業受入拠点等として指定された場所でのボランティア活動になります。

○地域ボランティア活動の主な活動場所

- 高根沢町内の介護保険施設など
「特別養護老人ホーム」「介護保険施設」「障害者福祉施設」など
- 通いの場（居場所・サロン）
「法人が実施する通いの場（居場所）」「地域のサロン」
- 町が実施している事業
「元気はつらつ運動教室」
- その他町が認めた事業

○主な活動内容

- 趣味や特技を生かした活動（芸能披露）
- 話し相手（傾聴）やレクリエーションの手伝い
- 散歩・外出、施設内移動の補助
- 施設行事の補助（会場設営や模擬店等のお手伝い）
- お茶出し、食事の配膳の補助
- 専門職が行う入浴や食事の介助における軽易で補助的な作業など

【対象とならない活動】

謝礼や賃金等を受けている活動

サービス利用者以外のものに関すること

例えば

1. サービス利用者が利用する以外の場所の清掃、洗車
2. 親族や知人に対する活動
3. 受け入れ施設の主催事業でないものに対する活動

Q2-3 町外の施設等で行うボランティア活動は、地域ボランティア活動の対象になりますか？

地域ボランティア活動については、本町の地域社会づくりへの貢献を想定しております。町外の事業所等については、元気あっぷポイント事業受入拠点等の登録を受け付けておりませんので、町外での活動は対象になりません。

Q2-4 元気あっぷポイント事業受入拠点等で地域ボランティア活動を、朝・昼・夕に20分ずつ行っている活動は、対象になりますか？

1回の活動でおおむね1時間以上を対象としておりますので、時間の通算は行いません。また、1回の活動時間が長時間であっても、1回の活動として取り扱われます。

Q2-5 地域ボランティア活動での事故等を補償する保険はありますか？

元気あっぷポイント事業に登録をされた方は、ボランティア保険に加入していただくことになります。

◆受入拠点等

Q3-1 地域のサロンも受入拠点等になれるか？

社会福祉協議会に登録された地域のサロンであれば、受入拠点等として登録することができます。

Q3-2 元気あっぷポイント事業の受入拠点として指定を受けましたが、シール管理者が変更になった場合は？

指定申請後、シール管理者や活動内容等が変更になった場合には、町に元気あっぷポイント事業受入拠点等変更登録申請書を提出してください。

Q3-3 シール管理者になる条件はありますか？

施設や団体に所属している方で、活動状況を把握することができ、責任をもって「ポイントシール又はスタンプ」を管理できる方であれば、年齢を問わずどなたでもなることができます。

Q3-4 シール管理者は、地域ボランティア活動をした方にポイントシール又はスタンプをいつ渡しますか？

活動終了時に交付してください。交付する時は、「ポイント手帳」に「ポイントシール又はスタンプ」を貼り付け、交付日を記入してください。

シール管理者が不在の時には、あらかじめ代理者を定めておいてください。

また、ポイント手帳を忘れてしまった場合には、「ポイントシール又はスタンプ」は渡さずに、次の活動の時に前回分も含めて貼り付けてください。

◆ポイント手帳

Q4-1 ポイント手帳を紛失してしまいました。

ポイントシールの再交付はできませんが、ポイント手帳は再交付できます。社会福祉協議会までご連絡ください。

Q4-2 新しいポイント手帳を再交付した後に、古いポイント手帳が見つかりました。ポイントはどうなりますか？

古いポイント手帳が出てきた場合には、新しいポイント手帳と合算することができますので、ポイント交付申請時に2冊とも提出してください。ただし、2冊のポイントシールの合計が80枚を超えていても、交付申請できるポイントの上限は、80ポイントです。

Q4-3 ポイント手帳を汚してしまいました。交換してもらえますか？

汚れていてもポイント交換はできますので、そのままご利用ください。ポイント手帳が使用できないほど汚れたり、破れてしまった場合は、町健康福祉課までご連絡ください。

◆ポイント交換申請

Q5-1 ポイント交換に上限はありますか？

1年間(1月から12月まで)のポイントの上限は、80ポイントです。

Q5-2 ポイント交換申請時に、高根沢町から転出(死亡)している場合は、ポイント交換できますか？

ポイント交換申請時に、登録要件を満たしていない場合は、ポイント交換できません。

Q5-3 ポイント交換申請後に、残りの元気あっぷポイントを申請することは、できますか？

ポイント交換は、申請期間内に1回のみとなります。残りの元気あっぷポイントでの再交付申請をすることはできません。

Q5-4 ポイント交換申請後、残りの元気あっぷポイントを、次の年に繰り越すことはできますか？

ポイント交換は、当該年のポイントでの交換となるため、翌年分に繰り越すことはできません。

Q5-5 ポイント交換品等を複数選択することは、可能ですか？

貯めたポイント内であれば、そのポイントの範囲内で交換品を複数選択することができます。ただし、貯めたポイント数よりもポイント交換品の方が多く場合には、希望する交換品のうち、ポイントが低いものから削除します。

【問合せ先】

○元気あっぷポイント事業及び受入拠点に関すること
健康福祉課 高齢者・介護係 TEL：028-675-8105

○登録申請、手帳の交付、ポイント交換に関すること
社会福祉協議会（福祉センター） TEL：028-675-4777

受付時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分（土日祝祭日を除く）